

指定就労移行支援事業所 運営法人代表者 様
指定就労継続支援事業所 運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施について（依頼）

就労選択支援については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たな障害福祉サービスとして令和7年10月から実施されます。

同サービスは、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者が対象となります。また、就労継続支援B型については、令和7年10月より「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、原則、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用する必要があります。

就労選択支援の円滑な実施にあたっては、県内に広域的かつ複数の指定事業所を確保することが望ましいことから、指定就労移行支援事業所又は指定就労継続支援事業所を運営される各法人におかれましては、就労選択支援の実施について積極的にご検討いただきますよう、お願いします。なお、本年10月からの事業所指定に係る県への事前協議の開始時期や様式等につきましては、別途通知します。

また、サービス確保に向け、下記のとおり、現時点における就労選択支援の実施意向等に関する調査を行いますので、ご協力賜りますよう、よろしくお願いします。なお、調査結果については、各市町村に情報共有します。

記

○就労選択支援の実施意向等に関する調査（回答期限：令和7年7月11日（金）まで）

以下の回答フォームからご回答いただきますようお願いいたします。

<https://logoform.jp/form/T8mB/1099883>

○就労選択支援に関する情報（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56733.html

障害福祉課事業所指導係			
担当係長	垣本	担当	澤本
連絡先	058-272-1111（内線3491）		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		